

石川県県産材利用促進条例（案）に係るパブリックコメントの結果について

募集期間：平成30年3月28日（水）～4月27日（金）

意見件数：126件

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
第1 条例の目的		
1 ～ 13	<p>条例の最初に、目的として、県の責務や森林所有者、林業・木材産業関係者、そして県民の役割を明らかにして県民全体で県産材の利用促進に取り組んでいく姿勢を示し、そのことが森林の保全と地域社会の活性化につながるとしていることはとても大事なことであり、条例の効果を期待する。</p> <p>（同旨ほか12件）</p>	<p>いただいたご意見を参考に、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。</p>
14	<p>県、森林所有者、林業・木材産業関係者、県民等の役割を明確にした上で、各者それぞれがその役割を果たしていくことが重要である。本条例を確実に制定し、この目的を広く普及し、県産材の利用促進につなげて欲しい。</p>	<p>県産材の利用が促進されるよう、適切な対応に努めたいと考えております。</p>
15	<p>森林所有者が自分の山の木を伐採することに対するメリットが感じられない。これでは伐採意欲は向上しないのではないか。</p>	<p>本条例案は、あらゆる主体が県産材の利用促進を通じた森づくりの重要性について認識を深め、県産材の積極的な利用を広く推進し、森林資源の循環利用につなげるために制定するものでありますので、ご理解願います。</p> <p>なお、県では、林業の低コスト化を図り、森林所有者の伐採意欲を高めるため、小型無人機「ドローン」を使った森林資源量調査や高性能林業機械による伐採を組み合わせ、採算性を高めるための技術開発やその普及に取り組んでいます。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
16	<p>県産材の供給が現在なぜ十分でないのかについての現状分析がないまま、理念や目標を打ち出しても改革には結びつかない。条例化することには賛成だが、条例が実働するための基がないといけなと考えることから、以下のとおり、第1の修正を提案する。</p> <p>(条例の目的)</p> <p>この条例は、県産材の利用促進に関し、<u>県産材の供給が十分進んでいない現状の把握と課題の原因を明らかにした上で</u>、基本理念を定め、県の責務や森林所有者、林業・木材産業関係事業者（以下、「関係事業者」といいます。）、県民等の役割を明らかにするとともに、県産材の利用促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、それらの施策が総合的、計画的に推進され、森林が有する多面的機能の持続的な発揮と活力ある地域社会の実現が図られることを目的とします。</p>	<p>県産材の供給については、前文において「生活様式の変化等により、木材の需要は、かつてに比べて大きく減少しているほか、長期にわたり木材価格が低迷し、林業の採算性が悪化していることから、県産材の供給についても、十分に進んでいるとはいいがたい状況にある」と現状を認識しております。</p> <p>このような認識のもと、県では、前述の採算性向上の取組や路網整備、大型林業機械の導入等の基盤整備を進めてきたところであります。加えて、戦後に植林された人工林が伐採適齢期を迎えるなど、様々な条件が整ってきていることから、本条例案では、今後、県産材の供給量は拡大していくことを前提条件として整理しています。</p> <p>本県の森林は、積極的な利活用を図る段階への大きな転換期に差ししかかっており、県民や関係事業者による需要を喚起し、県産材の積極的な利用を広く推進することにより、森林資源の循環利用につなげることに焦点をあてていますので、ご理解願います。</p>
第2 基本理念		
17	<p>山を守り、川や海を守るため、山林・里山の放置林の整備や間伐材を活用した農業を構築することは重要である。例えば、竹はチップ化して発酵熟成堆肥として、間伐材は簡易栽培ハウスとして活用でき、これらを組み合わせると、メロン等の栽培や観光農園など「能登・輪島ブランド」として良質な栽培が進む。また、農福林連携による「リハビリ農業」システムは、機能回復や認知症の予防や改善が期待されている。山で邪魔者にされている竹や間伐材を県民や県のために有効に活用し、全国の自治体の「お手本」となり、PRと集客に繋がることを期待する。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。</p>
18 ～ 30	<p>県産材の利用促進が、1～4の事項を基本理念に掲げて推進されることは有効であり、賛同する。</p> <p>(同旨ほか12件)</p>	

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
31	<p>県産材の利用促進を図ることにより、地域経済の維持、活性化につなげていくことを基本理念としていることは有効であり共感する。県産材の利用促進による地域経済の発展を通じて、山村地域の活性化につながる施策展開をお願いしたい。</p>	<p>県産材の利用が促進されるよう、適切な対応に努めたいと考えております。</p>
<p>第3 県の責務</p>		
32 ～ 41	<p>県が率先して県産材の利用に取り組むことにより、関係者の連携が緊密になり、県民への普及や林業従事者の労働環境の改善向上等につながることを期待する。 (同旨ほか9件)</p>	<p>いただいたご意見を参考に、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。</p>
42	<p>県が率先して県産材の利用促進に取り組むことは、市町、県民をはじめとする民間への普及に効果的であると考え。国への働きかけなどを含め、県産材の利活用促進に尽力して欲しい。</p>	<p>県産材の利用が促進されるよう、適切な対応に努めたいと考えております。</p>
43	<p>地元材を、工務店やハウスメーカーに使用してもらえるように働きかけて欲しい。</p>	
44	<p>国では「森林経営管理法」を制定し市町村が民有林の適切な管理を担っていくとされており、今後は市・町により間伐材等が推進される見込みとなったことはとても喜ばしい。</p> <p>本県では、国に先駆けて条例で森林環境税を設け、森林整備活動を促進してきた経緯があり、竹林の除去をはじめとして、ある程度実績が上がってきていると考えるが、県産材の利用が進んでおらず主伐が進んでいない状況は変わっていない。</p> <p>ついては、地域材の利用促進に取り組む市町への支援に加え、伐採作業に従事する森林組合や加工に従事する製材業者、利用者であるハウスメーカー等の県産材の利用を支援する仕組みを構築して欲しい。</p>	<p>県では、伐採作業に従事する方への支援として、林業の低コスト化を図り、森林所有者の伐採意欲を高めるための取り組みを進めています。具体的には、小型無人機「ドローン」を使った森林資源量調査や高性能林業機械による伐採を組み合わせ、採算性を高めるための技術開発やその普及に取り組んでいます。</p> <p>また、製材業者等の方へは、製材加工施設等への支援、住宅を建築する施主の方へは、県産材を使用した住宅に対する支援など、県産材の流通加工施設の充実や、県産材の需要拡大に向けた取組も進めているところです。</p> <p>本条例案の趣旨を踏まえ、県産材のさらなる利用促進を図るため、今後の施策の中で適切に対応するよう、ご意見の内容を所管部に申し伝えます。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
第4 森林所有者の役割		
45	<p>林業経営の採算性は極端に悪化し、森林所有者の経営意欲は目に見えて減退しており、林業という生業は風前の灯火だが、未来のために森林の持つ多様な機能が持続的に発揮されるよう、所有する森林を計画的・循環的に整備・保全することは、所有森林面積の多少に関わらずすべての森林所有者の責務であり、森林所有者の役割を明記することは大切である。</p>	<p>県では、林業の低コスト化を図り、森林所有者の伐採意欲を高めるための取組も進めています。</p> <p>本条例案は、これに加え、あらゆる主体が県産材の利用促進を通じた森づくりの重要性について認識を深め、森林資源の循環利用につなげることが大切と考え、制定するものであります。</p>
46	<p>近年、所有する森林に無関心で、放棄している所有者が多いと感じている。県民全体で県産材利用の取り組みが進むことによって、森林所有者が山を所有しているという責任・義務と権利を再認識してもらい良いきっかけになると思う。</p>	<p>現在国が検討している新たな森林管理システムでは、森林所有者の責務を明確化するとともに、森林所有者が市町村へ伐採等の経営管理を委託する仕組みの構築が盛り込まれています。</p> <p>本条例案では、国の新たな森林管理システムの活用も視野に入れながら、引き続き、森林の適正な整備及び保全に取り組むとともに、県民一人一人はもとより、あらゆる主体が県産材の利用促進を通じた森づくりの重要性について、あらためて認識を深め、県産材の積極的な利用を広く推進し、森林資源の循環利用につなげていくことが大切であると規定しています。</p>
47 ～ 57	<p>森林所有者の役割を明確にすることで、森林所有者の森林の整備・保全への意識の向上につながることを期待する。 (同旨ほか10件)</p>	<p>いただいたご意見を参考に、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
第5 関係事業者の役割		
58 ～ 63	<p>関係事業者には、森林・林業者のみならず、木材の流通、住宅メーカー、建築、設計業者など、多種多様の方々が含まれることを期待する。より多くの業種・業界関係者の理解を得て県産材の利用が促進されることにより、森林の整備がさらに進み、森林の持つ公益的機能の増進につなげて欲しい。</p> <p>(同旨ほか5件)</p>	<p>今回パブリックコメントに掲載した条例の概要案は、用語の定義は省略して掲載させていただきました。</p> <p>本条例案では、関係事業者を「県内において、森林の施業（伐採、造林及び保育その他の森林における施業をいう。）、木材の加工又は流通、木造建築物の設計又は施工、木材を利用した製品の生産又は販売、木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木竹に由来するものをいう。）の利用又は販売及びそれらに準ずる、又は派生する事業に従事する者」と定義しており、ご意見の主旨は反映されているものと考えます。</p> <p>今後の施策を進める上で適切な対応に努めるよう、ご意見の内容を所管部局に申し伝えま</p>
64 ～ 65	<p>県産材の効率的で安定的な供給を図るには、川上だけではなく川中、川下も含めた流域の相互連携、協力が不可欠であると感じている。今回の条例に関係事業者の役割として「相互に連携を深め、協力するよう努めるものとする」と明記してあり、大いに期待する。</p> <p>(同旨ほか1件)</p>	<p>いただいたご意見を参考に、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。</p>
66	<p>林業に関わる人材確保、技術継承については、関係事業者だけの責任とせず、自治体としても公益的な問題として取り組むべきである。</p>	<p>第7で県が策定することとしている推進計画において、「県産材の利用を促進するために必要な人材の育成に関すること」についても定めることとしていますので、ご理解願います。</p> <p>なお、現在も「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」のもと、林業への新規就業者への支援はもとより、森林施業プランナー等の専門技術者の一体的な育成に取り組んでいます。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
第6 県民等の協力		
67 ～ 69	県民への普及啓発により、県産材の利用が進むことを期待する。 (同旨ほか2件)	いただいたご意見を参考に、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。
70 ～ 73	多くの県民が山や木材に興味を持ち、県民自ら県産材の利用促進に努めることは大切なことである。 (同旨ほか3件)	
74	県産材を利用するために、普及啓発を推進して欲しい。	
75	県民の中には、森林を持っていない人や、県産材の重要性を知らない人がいると思うが、そういった人たちに理解を深めてもらい、県産材の利用、推進に協力してもらいたい。	県産材の利用が促進されるよう、適切な対応に努めたいと考えております。
76	アロマディフューザーで木のチップを置いて香りを楽しむような県民への普及啓発の推進により、県産材の利用が進むことを期待する。	今後の施策を進める上で、適切な対応に努めるよう、ご意見の内容を所管部局に申し伝えます。
第7 推進計画		
77	記載事項に、建物への利用や人材の育成、県民への普及があるので良い。	いただいたご意見を参考に、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。
78	現代は、生活に身近な身のまわりの物のほとんどが、プラスチックや金属などになっているが、自分の子供達の世代には、もっと自然物や木でつくられたものに囲まれて暮らしてほしいと願っている。県産の木材に親しみ、環境についての理解を深める場が提供されることはとても喜ばしく、この条例によって、もっと県産木材の利用が進んでいくことを期待する。	
79	県民に県産材の良さや地元の山の環境を知ってもらう機会を提供することにより、県産材の利用拡大や森林環境の保全への理解が進むと思う。	

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
80	推進計画の項目に、「県民等が県産材に親しみ、森林環境等について理解を深められる機会の提供やそれらにつながる取組の普及に関すること」とあるのは、県民等への普及に有効だと考え大いに期待する。	いただいたご意見を参考に、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。
81 ～ 85	県として、県産材の利用促進に関する施策を総合的、計画的に推進することは重要であり、大変有効である。 (同旨ほか4件)	
86	6つの事項は、県産材の利用を進めるうえで重要なポイントである。知事はしっかりとした計画を立て、関係者とともに推進計画を着実に実施することを期待する。	
87 ～ 89	県産材の利用促進を総合的、計画的に進めることは重要であり、公共土木施設等の利用が増えることを期待する。 (同旨ほか2件)	
90	推進計画による需要・販路の拡大や人材の創出・人手不足の解消に期待する。	
91	林業そのものの人材育成も大事である。	
92	山に興味がある人は高齢者が多いので、若い世代にも林業に対して関心を持って欲しい。	
93	県内外や外国に対して、石川県産材のアテや杉の良さを、様々な地域で宣伝、PRし、販売して欲しい。	
94	森林資源の利活用拡大や、再生可能エネルギー循環型社会の構築に向けて、木質ペレットの普及促進といった木材の熱利用を積極的に推進し、公共が先鞭をつけて進めていく仕組みをつくる必要があることから、推進計画には、公共施設や一定条件を満たす事業所に木質ペレットストーブ・ボイラー設置の義務づけを盛り込むことを要望する。	<p>県では、「石川県内の公共建築物・公共土木工事等における木材利用方針」を策定しており、公共建築物の整備にあたっては、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、その促進を図ることとしています。</p> <p>また、第3の県の責務の中で、「県は、基本理念にのっとり、自ら率先して県産材の利用促進に取り組む」ことを規定していることから、ご理解願います。</p> <p>本条例案の趣旨に沿ってさらなる利用促進を図るため、今後の施策を進める上で適切な対応に努めるよう、ご意見の内容を所管部局に申し伝えます。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
95	<p>先の九州北部豪雨では、山から河川に流れ込んだ木が、水害が拡大した原因とされており、間伐等により発生する林地残材を材として活用することが、防災面においても有効であることから、材を流通に乗せるため、森林環境税で残材搬出・輸送等に要する費用を支援することを提言する。</p>	<p>今後の施策を進める上で適切な対応に努めるよう、ご意見の内容を所管部局に申し伝えます。</p>
96	<p>「県民等が県産材に親しみ、森林環境等について理解を深められる機会の提供やそれらにつながる取組の普及に関すること」については、より多くの企業やイベントなどとのタイアップに期待する。</p>	
<p>第8 県産材利用推進月間</p>		
97	<p>利用推進月間を設定することは、県民への周知には必要だ。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。</p>
98	<p>県土保全の観点から、森林の整備を進めることは重要であり、森林整備を通じて、県産材の生産拡大とその利用が進むことを期待する。</p> <p>住宅や店舗等への利用など、木材利用の機運が大きく高まるような利用推進月間の取り組みを期待する。</p>	<p>今後の施策を進める上で適切な対応に努めるよう、ご意見の内容を所管部局に申し伝えます。</p>
99	<p>県産材を利用した住宅、公共建築物の見学や、家具・遊具等とふれあうイベントなどを実施して、県民に県産材の良さをアピールして欲しい。</p>	
100	<p>PRは大切なことなので、推進月間によって県民の利用推進意識も高まると思う。ただ、PRの方法が、関係団体のみにならないよう期待する。</p>	



番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
第9 表彰		
101 ～ 107	功績のあった方を表彰することは大切なことであり、さらなる県産材の利用促進につながることを期待する。 (同旨ほか6件)	いただいたご意見を参考に、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。
108	表彰は利用促進につながり、県民が制度を再認識するきっかけになるので、ぜひ実施して欲しい。	適切な対応に努めるよう、ご意見の内容を所管部局に申し伝えます。
第10 財政上の措置		
109	県だけではなく国や市町にも必要な財政措置を行うよう働きかけて欲しい。	適切な対応に努めたいと考えております。 なお、本条例案では、国の新たな森林管理システム等の活用も視野に入れながら、引き続き、森林の適正な整備及び保全に取り組むこととしています。
110 ～ 112	本条例に基づく施策を展開していくためには予算の確保が不可避である。必要な予算を確保の上、県産材の利用促進に関する効果的な施策立案に尽力して欲しい。 (同旨ほか2件)	適切な対応に努めるよう、ご意見の内容を所管部局に申し伝えます。
113	着実に条例施策を実施するための財政措置は必要であり、広く県内の林材業界の活性化を推進すべく、川上への財政措置による県産材の安定供給に直結することを期待する。	いただいたご意見を参考に、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。
114	県産材の安定的な供給や利活用の推進を進める中で、林業関係者の役割を果たすべく、技術的担い手の継承につながることを期待する。	
115	バイオマス発電に県産材を出荷するための費用に対する助成が必要である。 また、住宅を新築・増改築する場合の補助金について、市町によって温度差があるため、より手厚い補助制度を確立して欲しい。	今後の施策を進める上で適切な対応に努めるよう、ご意見の内容を所管部局に申し伝えます。

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
第 11 施策の実施状況の公表		
116 ～ 120	<p>施策の実施状況を公表することにより、広く県民の知るところとなることは良いことである。その手段や方法については、しっかりと県民に届き、分かりやすく有意義なものとなることを期待する。</p> <p>(同旨ほか4件)</p>	<p>適切な対応に努めるよう、ご意見の内容を所管部局に申し伝えます。</p>
121	<p>施策の実施情報を公表することによって、県民の実行したという満足感が生まれることが期待される。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。</p>
122	<p>県産材の利用促進に関する実施状況を公表することで、県産材の良さや森林機能の働きなどを県民に広く知ってもらいたい。</p>	
123	<p>毎年、県産材の利用促進に関する施策の実施状況を公表することや、住宅、公共建築物に県産材を活用し、ニュースなど報道機関を使って多くの人に県産材をアピールすることは大事なことである。</p>	
全般		
124	<p>固定資産税が課せられていることも踏まえ、境界調査などの地籍管理は自治体が直接行うべき課題であると考えます。</p> <p>については、自治体による森林（地籍）管理を全国に先駆けて実践して欲しい。例えば交付税の半分を活用して設計会社に実施させるか、自治体に専門の部署を設置し、当該自治体が持つ森林財産を把握することが、県産材の生産促進・利用促進には必要である。5年計画などにこだわらず、国税庁・法務省・総務省と協議し、今の構図とは違うものを整備して欲しい。</p>	<p>地籍調査については、引き続き、主体となる各市町と連携して進めていくべき課題であると認識しております。</p> <p>本条例案は、あらゆる主体が県産材の利用促進を通じた森づくりの重要性について認識を深め、県産材の積極的な利用を広く推進し、森林資源の循環利用につなげるために制定するものでありますので、ご理解願います。</p> <p>なお、本条例案では、国の新たな森林管理システム等の活用も視野に入れながら、引き続き、森林の適正な整備及び保全に取り組むこととしています。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
125	<p>農業・漁業と異なり、林業は権利所有者が自力で生産行為を行うことは困難であり、全国に先駆け、自治体での直接生産（林業事業体への下請け発注によらない直接雇用による）を試行する必要がある。</p>	<p>本条例案は、あらゆる主体が県産材の利用促進を通じた森づくりの重要性について認識を深め、県産材の積極的な利用を広く推進し、森林資源の循環利用につなげるために制定するものでありますので、ご理解願います。</p> <p>なお、本条例案では、国の新たな森林管理システム等の活用も視野に入れながら、引き続き、森林の適正な整備及び保全に取り組むこととしています。</p>
新規		
126	<p>第 10 の次に以下の内容の追加を提案する。</p> <p>税制上（県税・市町村税）の措置として、県産材を使用した物件については、取得・固定資産等の控除・減免制度を設け、消費者が木造建築の選択を足踏みすることを緩和する。控除・減免による税収の減額については、それに応じた木材生産及び販売額の増額による税収の増額分をあてる。</p>	<p>ご意見のとおり、県産材を使用した物件の普及は重要であると考えておりますが、地方税法上、地方独自の減免等は最小限に留めるよう総務省から通知されており、ご提案のような措置は難しい状況にありますので、ご理解願います。</p>